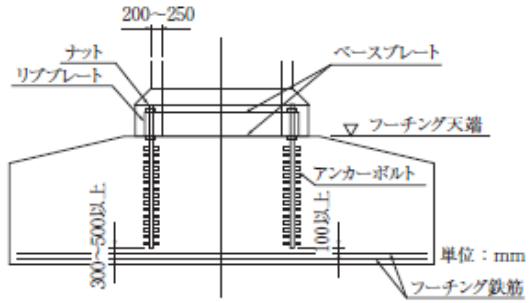
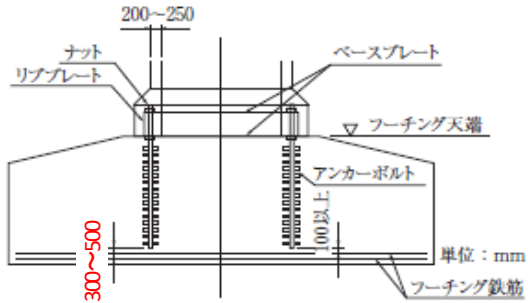


訂正箇所		誤	正	備考	摘要
ページ	行など				
3	7,10,11,16,17,18	<p>適用範囲外とされる橋長200mを超える橋についても、必要かつ適切な補正を行って[道示]を準用することができる。[道示 I]の2章から8章では、信頼性も含めて、道路橋が確保すべき性能に関する基本的かつ普遍的な事項が規定されており、道路構造令に従う道路橋では、橋長などによらず[道示]に規定されるものと同等の要求性能が満足される必要がある。一方で、橋長が200mを大きく超えるような橋では、[道示]に規定される設計状況の解釈として規定される荷重や荷重組合せ、部分係数などの規定などをそのまま適用するだけでは必ずしも必要な性能が満足されない場合や、不合理な設計となる可能性も排除できないことから適用範囲の規定がなされているものである。</p> <p>すなわち、橋長によらず、[道示 I]に規定される道路橋に必要な性能について、信頼性も含めて、[道示]の規定に従って設計される橋長200m以下の橋と同様のものが求められているものであり、特に橋長が200mを大きく超えるなどの特殊条件のある場合には、それらを適切に考慮して[道示]の求める要求性能を満足するように設計する必要がある。</p>	<p>適用範囲外とされる支間長200mを超える橋についても、必要かつ適切な補正を行って[道示]を準用することができる。[道示 I]の2章から8章では、信頼性も含めて、道路橋が確保すべき性能に関する基本的かつ普遍的な事項が規定されており、道路構造令に従う道路橋では、支間長などによらず[道示]に規定されるものと同等の要求性能が満足される必要がある。一方で、支間長が200mを大きく超えるような橋では、[道示]に規定される設計状況の解釈として規定される荷重や荷重組合せ、部分係数などの規定などをそのまま適用するだけでは必ずしも必要な性能が満足されない場合や、不合理な設計となる可能性も排除できないことから適用範囲の規定がなされているものである。</p> <p>すなわち、支間長によらず、[道示 I]に規定される道路橋に必要な性能について、信頼性も含めて、[道示]の規定に従って設計される支間長200m以下の橋と同様のものが求められているものであり、特に支間長が200mを大きく超えるなどの特殊条件のある場合には、それらを適切に考慮して[道示]の求める要求性能を満足するように設計する必要がある。</p>	橋長→支間長	<p>①2021.06.14 掲載 ②第2刷で訂 正済み</p>
568	図-9.5.17 (b)	 <p>(b) 直接定着形式</p>	 <p>(b) 直接定着形式</p>	「300~500以上」 → 「300~500」	<p>①2023.03.13 掲載 ②第3刷で訂 正予定</p>